

市民チャレンジ応援企画事業 TUNAGU 募集要項

1. 事業の目的

「市民チャレンジ応援企画事業」は、各務原市民・団体等が自主的に企画した演奏会又は舞台芸能等で、企画準備から開催までを、市民、団体等と指定管理者が協働することで、各務原市の文化芸術の発展を目指すことを目的とする。

2. 応募資格・条件

- (1) 市民・団体等が文化会館を利用して自主的に実施したい演奏会、舞台芸能、その他イベント等で、文化の持つ力を活かし地域活性化につながる企画であること。
- (2) 広く市民参加、市民協働が期待され、参加者相互のつながりや生きがいがいづくりに寄与するとともに、地域の活力を創造する企画であること。
- (3) 各務原市に在住、在勤、在学する18歳以上の個人、又は構成員の中に各務原市民を含む団体、実行委員会であること。
- (4) 応募者を主催者、指定管理者を共催者として協働して事業を推進できること。
- (5) 事業収支の均衡が図れるものであること。
- (6) 特定の会員、団体のみを対象にするものでないこと。
- (7) 学校の部活動、音楽教室、愛好団体等の発表会に類するものでないこと。
- (8) 営利、寄附の目的でないこと。公序良俗に反するもの、宗教、政治活動の類に属するものでないこと。

3. 開催会場

I 市民会館 II 文化ホール III 市民会館ホワイエ

※会場については、企画内容、集客見込み等を考慮し協議決定する。

4. 経費分担

指定管理者は、本番・仕込み・リハーサルにかかる施設使用料、付属設備使用料を負担する。主催者は、その他必要経費の一切を負担する。

※出演者との交渉・契約、出演料の支払い等は、全て主催者で行うものとする。

5. 指定管理者のその他協力

- ・会館のホームページ、SNS、市広報紙、季刊誌等での広報宣伝および情報発信。
- ・会館窓口でのチケット販売（手数料無料）。
- ・事業運営上のアドバイス、及び人的補助。

6. スケジュール他

	前 期	後 期
公募期間	4月～9月	10月～3月
書類選考	都度	
ヒアリング ※1	都度	
選考決定 ※2	申請書受理後30日以内	
協定（覚書）	事業実施日決定時	
事業実施日 ※3	要相談	
事業実施報告	事業実施後30日以内	

※1 書類選考を経て必要に応じヒアリングを行う。

※2 当落に関わらず選考審査に関する問い合わせにはお答えできません。

※3 選考決定後、1年以内に事業を実施完了すること。

7. 企画提案要領

(1) 提出書類

- ア. 応募申請書 (様式第1号)
- イ. 企画提案書 (様式第2号)
- ウ. 収支予算書 (様式第3号)
- エ. 参考資料 (紙媒体のもの)

※提出書類に含まれる個人情報は、指定管理者にて厳重に管理し、当事業に関する事務連絡・案内にのみ使用します。

(2) 提出方法

- ア. 提出先 各務原市文化会館指定管理者 サンエス株式会社 宛
〒504-0813 各務原市蘇原中央町2丁目1-8
☎058-389-1818

※公募期間（ホームページ等で案内）内に持参または郵送にて提出のこと。

- イ. 提出部数 提出書類各1部

※提出された書類は返却しません（予めコピー等を保管ください）。